

ノ三要求ヲ為之種々折衝、結果勞資互譲之左記ノ條件ニ依リ
圖解解決セリ

解決條件

- (1) 第一項ニ関シテハ金一封トシテ金五十圓ヲ支給スルコト
- (2) 第二項ニ復後ハ認ムサルニ付、同情金トシテ金一封(金二十圓)ヲ支給スルコト
- (3) 組合ハ公認セサルニ付、従業員、組合加入ハ其ノ自由意思ニ委ヌコト

右及申(通)報假也

(10)

勞務第四八二號
昭和八年二月二十日

警視總監 藤沼 年平

内務大臣 山本 達雄
會 局 長 官 殿

日、出護謨工業所勞働争議發生ノ件

要旨

標記工業所ニ於テ本月十日、古川三三郎ニ關シテ職工二十六人中八名ハ古川ニ同情シ本月十日
給委員會、應接ヲ得テ罷工ヲ追抗争、模様ナリ

職工解雇ニ端ヲ發シ標記工場ニ勞働争議發生セルカ狀況左記、
通り

一、争議發生ノ場所 城東區豊戸町六丁目八番地

4745
8 2 2